

建築物の省エネルギー基準
建築物省エネ法に係る研修会
ご 案 内

平成29年4月1日より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」により一定規模以上の建築物の新築・増改築を対象に適合性判定が必要となりました。これを受けて協会では、実際に申請書等を作成される担当者の方々を対象にして制度の概要や申請書の記入方法等について（公財）鹿児島県住宅・建築総合センターの協力により研修会を開催します。省エネ計算の実務を学ぶ、またとない機会となりますので、ご受講いただきますようお願い申し上げます。

■日 時 平成29年11月7日(火) 13時30分～16時40分

■会 場 鹿児島県市町村自治会館 4階「大ホール」

■定 員 100名

■内 容

研 修 内 容	講 師
1. 建築物省エネ法の概要について	(公財)鹿児島県住宅・ 建築総合センター担当職員
2. モデル建物入力支援ツール、 マニュアル等について	
休 憩	
3. モデル建物法入力について	(公財)鹿児島県住宅・ 建築総合センター担当職員
4. B E L S制度等の住宅センター 事業について	

■受講料 本会会員 5,000円(税込み)
一 般 20,000円(税込み)

※受講料は当日徴収いたします。

■テキスト ①モデル建物法入力支援ツール Ver.2.3
○受講を希望される方は建築研究所のホームページよりダウンロード・印刷して持参ください。
②建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る申請図書等記載例
ア)記載例 イ)様式第一 計画書 ウ)参考様式 設計内容説明書
エ)設計図書 オ)面積算定表 カ)モデル建物法入力支援ツール計算書
○受講される方は建築省エネ機構のホームページよりダウンロード・印刷して持参ください。
※各テキストのダウンロードの方法については裏面を参照ください。
また、準備できない方は、別途有償にて協会でも準備することも可能です。
(必要な方は申込書にてお申し込みください。)

■申し込み 別紙、申込書に必要事項をご記入の上、10月31日(火)までに協会へFAXにてお申し込みください。

■C P D 本研修はCPD認定プログラムとして実施予定です。



(一社)鹿児島県建築士事務所協会
〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33
電 話：099-251-9877
F A X：099-251-9871

協会 F A X
0 9 9 - 2 5 1 - 9 8 7 1

送り状は不要ですこのままお送りください。

建築物の省エネルギー基準
建築物省エネ法に係る研修会
参加申込書

事務所名 _____

担当者名 _____

連絡先 (電話番号) _____

	受講者名	テキスト (1,500円)		※受講料合計
		必要	不要	受講料+テキスト料
受講者 1				円
受講者 2				円
受講者 3				円
受講者 4				円
受講者 5				円
合 計 (当日徴収いたします)				円

※受講料 本会会員5,000円・一般20,000円+テキスト料 (必要な方は1,500円) の合計額をご記入ください。

10月31日(火)までに協会へFAXください。

連絡先

一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会
FAX 099-251-9871
電話 099-251-9887
メール kakenjikyo@po4.synapse.ne.jp